

議案第 15 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間における保険料率を定めるため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするもの。

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29, 160円」を「29, 920円」に改め、同項第2号中「43, 410円」を「45, 930円」に改め、同項第3号中「48, 600円」を「48, 020円」に改め、同項第4号中「58, 320円」を「62, 640円」に改め、同項第5号中「64, 800円」を「69, 600円」に改め、同項第6号中「77, 760円」を「83, 520円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「84, 240円」を「90, 480円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「97, 200円」を「104, 400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「110, 160円」を「118, 320円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「116, 640円」を「132, 240円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「123, 120円」を「146, 160円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「129, 600円」を「160, 080円」に改め、同号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「136, 080円」を「167, 040円」に改め、同号ア中「800万円」を「820万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第14号中「142, 560円」を「194, 880円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 174, 000円

ア 合計所得金額が1,020万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 180,960円

ア 合計所得金額が1,220万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 187,920円

ア 合計所得金額が1,520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,200円」を「18,090円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,200円」を「18,090円」に、「27,210円」を「32,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,200円」を「18,090円」に、「45,360円」を「47,670円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の君津市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適

用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,920円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,930円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,020円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,520円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,480円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,160円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,410円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,760円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>84,240円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除</p>

く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 104, 400円

ア 省略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118, 320円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 132, 240円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15

く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97, 200円

ア 省略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 160円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116, 640円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第12号イ又は第13号イ

号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 146, 160円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 160, 080円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 167, 040円

ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 174, 000円

_____に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 123, 120円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イ _____に該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 129, 600円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) 又は次号イ _____に該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 136, 080円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) _____に該当する者を除く。)

ア 合計所得金額が1,020万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 180,960円

ア 合計所得金額が1,220万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 187,920円

ア 合計所得金額が1,520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 194,880円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,090円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 142,560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保

険料率について準用する。この場合において、前項中「18,090円」とあるのは、「32,010円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,090円」とあるのは、「47,670円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 省略

2 省略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ（以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号イ等に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

険料率について準用する。この場合において、前項中「16,200円」とあるのは、「27,210円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,200円」とあるのは、「45,360円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 省略

2 省略

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ（以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該令第39条第1項第1号イ等に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略